

議会改革特別委員会

平成24年8月31日

葛城市議会

開 会 午後2時00分

中川委員長 ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。本日は会議出席ご苦労さまです。8月もきょうで終わりというのに、残暑厳しき折という言葉がぴったりのきょうこのごろです。本日、議会改革特別委員会を開催いたしましたところ、委員各位には公私ともにご多忙のところ、ご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、先般、議会基本条例制定に向けて、先進市への調査結果報告等に加えて定数削減についてご審議賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員外議員として春木議員、ご紹介しておきます。

一般の傍聴の申し出が1名あります。お諮りします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

中川委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可します。

(傍聴人入室)

中川委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

これより協議案件に入ります。所管事項の調査について、1、議会改革について、(1)の議会基本条例制定に係る諸事項の調査報告についてを議題といたします。

本件につきましては、前回の委員会において定数削減についてご協議いただいたときに、委員からそれとあわせて葛城市議会基本条例制定に向けて、参考までに近隣の議会基本条例を制定された議会を視察していただいて、この委員会で報告願いたいというお話がありました。そこで、我々、朝岡副委員長、正副委員長と、事務局が8月9日に県、並びに天理市と平群町ですか、ここの3区市町が制定されておると聞いておりましたので、天理市議会へ出向きまして、議会基本条例制定までの道のりなどについて、お話を伺ってまいりました。

その報告書と関連資料を皆様方のお手元にお配りしておりますので、ごらんください。事務局にその報告書を朗読していただきます。西川補佐お願いいたします。

西川書記 失礼いたします。それでは、お手元に配付しております天理市議会視察研修報告書をご用意いただきたいと思います。

平成24年8月9日木曜日に訪問させていただきました。こちら、葛城市議会より中川委員長、朝岡副委員長、それと寺田局長と西川主査が参りました。天理市議会の方は、三橋議長様と、それから荻原議員様、当時議会改革の推進特別委員会の副委員長をされておりました、と、奥田局長様と森次長様に対応を願いました。

それでは、朗読いたします。

天理市議会基本条例制定に至る歩みでございます。

1、議会基本条例制定のきっかけ。平成18年6月8日に天理市区長連合会より財政状況に

かんがみ、議員定数、報酬、政務調査費の削減について、市議会に対し申し入れ書が提出されたが、平成19年4月に議会改選が控えていたため、改選後に検討することになった。

2、天理市議会議員定数等検討委員会。改選後、市議会が自主的に検討委員会を設置することとし、平成19年6月11日に天理市議会議員定数等検討委員会9人を設置。

第1回天理市議会議員定数等検討委員会。議員定数、報酬、政務調査費を軸に、市民との意見交換の場、議員定数等を市民とともに語る集いを開催することにし、講師を招いた意見交換会を2回、住民と議員による公開討論会を1回。3回の意見交換会への市民出席者数約170名を開催。また、3回目の公開討論会では、議員定数、報酬、政務調査費について市民アンケートを実施。

第2回から第4回天理市議会議員定数等検討委員会。意見交換会で出された意見、アンケート結果を踏まえて、議員定数、報酬、政務調査費について、同時に議会の活性化に向けた今後の課題について、市民とともに歩む議会について議論。委員会としては、議員定数、報酬、政務調査費に対する方向性については、議会改革の内容をより多くの市民参加により決定されていくべきと考え、諮問機関ではない議会議決による特別委員会等を設置し、天理市議会が市民に身近な存在として、その活動を意義あるものとして発揮していくためには、議員みずからが、その改革を具体化する道筋を明らかにし実践していくことが肝心である。立法機関として機能を発揮するとともに、市民主体のまちづくりを進めるため、まず議員みずからが変わる必要を改めて自覚し、住民から見て当たり前のことを、当たり前に取り組む議会の姿を確立すべく邁進していく決意を全議員に求められる。これらのことに対して、平成22年3月定例会までに結論を出すことを、議決を有する新たな特別委員会の設置に際して明記することを確認し、天理市議会議員定数等検討委員会の答申とし、平成20年2月25日に議長に提出。

3、議会改革推進特別委員会。これを受けて、平成20年第1回定例会において、議員定数、報酬、政務調査費を始め、議会改革について調査研究するため、議会改革推進特別委員会9名を設置。

第1回議会改革推進特別委員会。議員定数等検討委員会の答申を再確認し、再度市民アンケート調査を行うことを決定し、実施方法等について検討。18歳以上の市民3,000人を無作為抽出しました。

第2回議会改革推進特別委員会。校區別懇談会、財政問題学習会、各種団体との懇談会の開催を決定。

第3回から第5回議会改革推進特別委員会。議会基本条例の具現化や議会基本条例学習会の実施について協議。その間、各種団体との懇談会や、校區別懇談会を9校区において実施。延べ市民参加者145名。

第6回議会改革推進特別委員会。校區別懇談会や各種団体との懇談会の総括を行い、これを受けて、定数、報酬に関する議員または党派としての意見書を受け付けることを決定。また、議会基本条例の学習会の一環として、先進地の三重県伊賀市、福島県会津若松市への視察を行うことも決定。

第7回から第9回議会改革推進特別委員会。議員全員による全体討論会として開催し、提出された意見書について全体討論を実施。

第10回から第12回議会改革推進特別委員会。特別委員会中間報告の内容について協議するとともに、特別委員会中間決定（案）議員定数、報酬に関するパブリックコメントの実施を決定し、その意見集約と特別委員会の見解について協議。そして、平成20年第4回定例会において、議員定数及び議員報酬について、特別委員会の中間報告。議員定数2名減、議員報酬現状維持を行い、同第4回定例会において、議員提出議案による定数4名削減案を否決し、2名削減案が可決。また、特別委員会の定数についても議員19名全員とすることに決定。

第13回から第14回議会改革推進特別委員会。引き続き、議会基本条例の具現化について協議。

第15回議会改革推進特別委員会。議会基本条例を策定するに当たり、議会基本条例素案作業部会を設置し、3つの部会でそれぞれ議会基本条例の策定に当たることとする。以降、7回の作業部会を開催し、議会基本条例の素案を作成。

第16回議会改革推進特別委員会。それぞれの作業部会から素案について説明を受け協議し、また、政務調査費の基礎基準に関して、議員、会派に意見書の提出を求める。

第17回、第18回議会改革推進特別委員会。引き続き、議会基本条例の素案について協議。

第19回議会改革推進特別委員会。副市長、総務部長の出席を求め、議会基本条例の素案について意見交換、修正を行い、議会基本条例案の策定を委員長に一任。また、この議会基本条例案について、パブリックコメントの実施と市民との意見交換会を開催することに決定。その後、パブリックコメントを市の広報紙に折り込むとともに、議会ホームページに掲載。また市民と議会との意見交換会を開催（市民参加13名）するなど、広く市民の意見を聴取。

第20回議会改革推進特別委員会。これらの意見を集約し、協議するとともに、特別委員会の見解をまとめ、議会基本条例最終案を取りまとめる。中でも、政務調査費については、さまざまな議論を通じてその必要性とあり方を確認した結果、市民不信を招くことのないよう用途基準をより厳格に定めることを通して、現行の月額5万円、年額60万円とすることを決定。そして、平成21年第2回定例会において、特別委員会の最終報告を行うことを決定し、特別委員会を終結。しかし、定数削減に伴う委員会の数、名称、定数についてや、議会モニター制度についてなど、十分時間をかけることができなかった部分もあり、答えを出しきれなかったものもあるので、これらの内容については今後の検討課題とし、議会運営委員会へ申し送る。

4、天理市議会基本条例制定。同平成21年第2回定例会、平成21年6月19日において、議員全員により天理市議会基本条例を提案し、全員一致で可決。

天理市議会基本条例制定に関する経過でございます。①天理市議会議員定数等検討委員会、4回開催。平成19年7月5日から平成20年2月8日。②市民とともに語る集い、3回開催。平成19年8月18日から10月27日。③議員定数、報酬、政務調査費について市民アンケート、1回開催。平成19年10月27日。④議会改革推進特別委員会、20回開催。平成20年4月10日から平成21年6月4日。⑤住民アンケート調査、1回開催。平成20年5月2日。⑥校區別懇談

会、9回開催。平成20年7月24日から8月8日。⑦各種団体との懇談会、1回開催。平成20年8月8日。⑧先進地視察、2回開催。平成20年10月27日、平成20年11月25、26日。⑨議員定数、及び報酬に関するパブリックコメントの実施、1回開催。平成20年11月10日から28日。⑩委員研修会、テーマ、二元代表制議会改革と議会基本条例、1回開催。平成21年1月21日。⑪天理大学との学生議会開催、1回開催。平成21年2月12日。⑫議会基本条例作業部会、7回開催。平成21年2月9日から3月24日。⑬議会基本条例案に関するパブリックコメントの実施、1回開催。平成21年5月15日から6月1日。⑭議会基本条例案について市民との意見交換会、1回開催。平成21年5月16日。

以上でございます。

中川委員長 ありがとうございます。

ただいま、先般、副委員長とともに、天理市議会へ議会基本条例の制定について調査、また、聞き取りに行かせてもらった結果を、事務局の方で報告としてまとめていただいたものを朗読いただきました。

ここへ行かせてもらって、最初に書いてありますように、天理市の場合、議会基本条例制定のきっかけとなったのは、平成18年6月8日に区長連合会より市議会に対して申し入れが提出されたと。これがされたのは6月8日で、翌4月に議会改選が控えていたため、改選後に検討するという事になった。これがきっかけで、ただいま報告いただいたような天理市の議会基本条例制定に進んでいったわけでございます。

その中で、具体的に事務局長並びにまた現在の議長、当時の副委員長の話を聞きまして、事務局任せじゃなくて、議員自体が完全にその会議の内容、また市民から何をいつ聞かれてもわかる、把握した議員として、条例制定を進めていったと。副委員長と事務局2人、4人合わせて聞いておって、天理市議会、最終は委員会が全員の議員参加のものと委員会が動いていたというのは、結果お聞きしました。というのは、半数なり、また何名かの委員で発足されたものが、最終は、議員全員が委員として活動されて、どこの懇談会、ここに書いてありますように、地区懇談会、地域への校區別懇談会開催、これも議員が出向いて行って、質疑応答も全て自分らでしたという自負のようなものを持っておられました。それについて、ここに資料として、またほかにも、両面コピーをさせてもらっていますように、タイムスケジュールについては、話が持ち上がってからの制定までに約2年の歳月を費やされておったと。また、その間の条例制定については、並大抵のことでは決してなせないものであるということも、じかに伝わってきたというのが現実であります。

これについて、今後、葛城市も、前回の会議で、ご意見にありましたように、葛城市議会基本条例を制定するに向けて、奈良県下で市では一番先に制定された天理市へ視察に行かせてもらって、その具体的な内容に踏み込んだ内容も聞かせていただいたことを、ありがたくと言うか、いい勉強になったというのが私の感想として持っております。

また、この議会基本条例を制定することによって、議員みずからの行動が制限されるというか、自分を自覚し、また、逆に議員活動を積極的に推進、実行しなければならないことになるような条例であるという中身のものではなかったと思います。また、資料的にも普通、視察

に行ったときに、市のパンフレットとか、いろんな観光名所を入れてあるような資料、こういうのは一切なく、本来の議員定数削減、また、議員報酬に関する、ここにある審査の経過報告の結果とか、いろんな会議次第、それについての資料を相当多く準備していただきまして、中身、これについてまた「今後、葛城市さんが議会基本条例を制定されるについて、またご協力させてもらいますし、また、いろんな助言もさせていただきます」という言葉をいただいて帰ったわけでございます。

事務局の方からの事務的な報告と、私、委員長として今回視察研修に行かせていただいた感想というのは、以上のとおりでございます。このことにつきまして、何か感想、またご意見等ありましたら、各委員、お願いしたいと思います。

白石委員。

白石委員 委員長、副委員長並びに局長以下、事務局の方々、早速に議会基本条例の制定に向けて取り組んでいただいたと。天理市議会並びに平群町の議会へ行っていただいて、ご研修をしていただいたという。

(「天理だけ」の声あり)

白石委員 天理だけ、ああそう。いただいたということで、感謝を申し上げておきたいと、このように思います。

今、ご報告を受け、委員長からも感想を聞かせていただきました。その道のりは、なかなか大変であったということでもありますけれども、我が葛城市は既に議会改革特別委員会を設置し、議会広報を始め、一般質問の対面方式等々、改革を進めている途上であるということでもありますし、また、天理市のように、既に実施をされている先進の市議会が身近なところにあるという点では、非常に心強い限りであります。実質、特別委員会設置から条例制定まで、1年と3カ月ぐらいでしょうか、かけて本当に精力的にやられたということでもありますので、我が市議会においても、本当にその気になって精力的にやれば、いい教訓があるわけですから、十分に基本条例の制定は可能だというふうに思われます。

改めて勇気をいただいたということを書いておきたい。このように思います。

中川委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

中川委員長 ないようであれば、この議会基本条例の制定につきましては、この天理市の例からいたしますと、なかなか簡単にはいかなく、かなりの労力が必要になってくると思われますので、これから皆さん方のご意見、お知恵を拝借しながら、少しずつでも進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。本件につきましては、これまでといたします。

次に、(2)の定数削減についてを議題といたします。

本件につきましては、前回の委員会において、次回の選挙より定数を削減することを決定いただいたところでございます。しかしながら、常任委員会の数、委員定数などに話が及び、具体的に議員定数を何名にするといったところまでには至りませんでした。私といたしましては、やはりまず、議員定数を決定して、その定数の中で議会の機能が低下しないベストな

方策を考えていくべきだと考えております。そういったことから、本日は皆様方に再度、具体的に定数を何名にするのか、また、その理由につきましても皆様のご意見を伺ってまいりたいと思います。

また、本日は、お手元に県下の議員定数等調査票、B4の様式でお配りしておりますので、参考にしていただきたいとも思います。それでは、ご着席の順番に皆様のご意見をお伺いしてまいりますので、よろしくお願いいたします。恐れ入ります、南委員からお願いできますか。

南 委員 私の考えといたしましては、まず人口割りとかから考えていきますと、例えば、近隣の宇陀市とか、五條市、御所市、この辺から考えますと、やはり定員が15人と、こうなっておりますので、我々もやはり右にならえと考えているわけではございませんが、人口、世帯、こういうところから考えますと、やっぱり15ぐらいがいいんじゃないかなと、私はそのように考えます。

中川委員長 続いて、下村委員、お願いします。

下村委員 以前と全然変わっておりませんので、現在は18名ですけど、2名減の16名ということで、常任委員会、葛城市の場合は常任委員会は3つございまして、私の考えというのは、常任委員会5人ずつで、あと、オブザーバーとして議長が入れば、これは非常に数字的には平均といたしますか、うまく分かれて審議できると思いますので、結論は16名と2名減ということでございます。

中川委員長 赤井委員、お願いします。

赤井委員 私も2名減ということで考えております。

中川委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私も前回と変わっておりません。2名減でございます。

中川委員長 川辺委員。

川辺委員 私も前回申し上げたとおり、やはり改革という名目でございまして、3名減でよろしくお願いいたします。

中川委員長 白石委員。

白石委員 私も前回と変わっておりませんので、ゼロです。

中川委員長 溝口委員。

溝口委員 何回も同じことを繰り返すようですが、この定数を削減する期日というのは、次回の議会の改選ということになっておりますので、少なくとも改革という点では、15名で3名減ということでいていただきたい。しかし、今、天理市の報告をお聞きして、本当にこの議会改革特別委員会で、定数削減をいつから何名にするという決め方でいいのかどうか、ちょっと首をかしげるところも出てきたわけでありまして、要するに市民を巻き込んだ、市民代表の議会が、その代表者だけで定数及び削減期日を決めることに、ちょっと私、首をかしげる部分が出てまいりました。その点だけつけ加えておきたいと思います。

非常に天理市の場合は、きめ細かな市民の意見とか、市民からの声をどのように活かされたかというのは、ここには載っておりませんが、そういう機会を市民に対して与えてきたと

いう議会があるということに、私、今、報告を聞きまして、少し改革の進め方について疑問を呈しておきたいと思います。

中川委員長 吉村委員。

吉村委員 私も以前と同じように2名減でお願いいたします。

中川委員長 16名ね、はい。

最後に、朝岡副委員長。

朝岡副委員長 先日、先ほど委員長からご説明がございましたように、8月9日に天理市議会と一緒に同席をさせていただきまして、今、ご説明ございました、また、お手元がございますような説明資料に基づいて、いろいろと説明を受けてまいりました。

改めて天理市議会の定数削減だけではなくて、議会基本条例を策定する熱意といいますか、その動向に敬意を表しておったところでございますけれども、副委員長がおっしゃっていた言葉が印象にありまして、今、このB4の調査票にもあるように、天理市は市制施行以来、当初30名の定数から始まって、一度定数削減を試みましたが、やはりその当時の定数のままであった年もあって、実に44年ぶりに定数20人から18人に、この今、中川委員長が説明された経過の中で、2名減というのが実現をされたわけなんですけど。

そのときに副委員長がおっしゃっていたのは、先ほど溝口委員がおっしゃたようなことで、市民のアンケートなり、住民アンケートなりの中で、やはり我々が2人減らしたということ自信を持っていわゆる結論をさせていただいたと。要するに、減らさんでもいいというようなアンケートの回答もありの、いやいや、20人では多過ぎるので4名減らさない、3名減らさないという、いろいろな意見があって、先ほどおっしゃったように、議員だけではなく天理市民の皆様にアンケートを実際、送り届けてこない市民の方もいらっしゃったようなんですけれども、回収率もそんなに高くはないとおっしゃっていましたが、しかしながら、そういった皆さん方の声を集約して、自信を持って2人減らしましたというようなことを、今でも私自身はこの2人減らしたことについては、市民の総意を得られているんですというようにお話をされていました。

ただ、葛城市として、じゃ、もう一度、一から市民アンケートをとるというようなことをしようということを行っているわけではなくて、やはり、我々、先ほどありましたように、選挙をして、負託を受けて出てきて、市民の代表で今までこうして市政にいろいろな形でご尽力いただいている皆さん方でありまして、やはり、いろいろな意見の中で今、非常に定数削減については、各市民の皆さん方も、ある意味、いろいろなご意見を持っておられるということの中で、それはこの委員会ですっきりと、1回、2回のそういう委員会ではなく、昨年来から、たびたびこの定数については、皆さん方とご議論をいただいている中で、今それぞれ定数削減の数を、いろいろな思いでお示しをいただいているわけでございますので、やはりそういった経過の中で、私としても2名減の16人で皆さんと今後の市政を、議会運営を務めていただいているのが、今市民が求めている、やはり定数削減に対する議会への対応ではないかなと、私もこのように思った1人でございます。

以上です。

中川委員長 ありがとうございます。

ただいま、委員各位から定数について理由を付してご意見をいただきましたが、前回同様というよりも、具体的な数字をおっしゃっていただいた委員もふえました。定数15名または16名というご意見が多かったようでございます。ここで更に議論を深めていただいて、本委員会で定数について、1つの結論を導き出すことも考えられますが、どちらの意見、また、18名という意見もございました。これについては、発言された委員には申しわけないですが、削減という基本から、削減ゼロということの数字について、ちょっとどうかと思いますので言わせてもらっております。

白石委員。

白石委員 もちろん、この多数のことだから、やっぱり、私は削減はすべきでないということできた。しかし、採決することには、私は応じたけれども、減らすということに対する採決については応じたけれども、私自身が削減するということには応じていないわけですから、そこはとらえるところを間違わないようにしていただきたい。そういうことだったら、私、採決に応じられないじゃないですか。やっぱり民主主義の中で、やっぱり最終的には、多数で決めなきゃならないわけですから、それは仕方がないからそうしましょうということにしたわけですから。しかし、私は削減は反対です。しかし、採決はいたし方がないことです。しかし、その採決を受けて全体としては削減と決まったから、あんた、削減出さないなんていうのは、そんなことではこの会派政治、議員としての信念も理念も何もないということになりますやんか。それは受け入れられないということです。

それは、法律であなた、税金、何ぼ払ったというんやったら、それは受けませんがな。上げるな言うといて、増税されて、わしは反対したんやから、そんなものしませんとは言やしまへんがな。それは払いまんがな。これはやはり憲法にかかわる大事な問題だから、私はほんまに抵抗してきたのであって、削減を認めたわけではないんです。多数で決めることを認めたのであって、これは最終的には意地を張ったってしょうがないわけですから、認めたわけですから、その点、誤解のないように判断をいただきたいというふうに思います。

中川委員長 わかりました。私の方も一応、多くが15名、16名という中で1名、あえて名前を言わずに18名で削減ゼロと。言葉のあやもありますが、削減という限り普通、ゼロというのは削減にならないと、最低1とか0.1とか、冗談で悪いですけど、0.1とか言ったら削減という、それが基本じゃないかという形のもとで発言させていただきました。決して白石委員おっしゃった18名削減数ゼロ、これは間違いであるということは、決して申ししておりません。その点ご理解いただけますか。お願いします。

白石委員からも意見、おっしゃっていただきました。それは理解させていただきます。その中で、今後、今までただいま申し上げました18名から16、15、この人数につきまして、先ほども申し上げたように、1つの結論、15でいくのか16でいくのか、多数決で決めていくという話もございますが、そういうわけにもいかず、前回、また今回、御所市、五條市、また更には天理市におきましても実例として、上程されるときに2つの案を同時に提案され、最終本会議採決で決定されたという事例もございます。これは他市のことを見習えというのじ

やないですけど、そういう事例もあるということから、本市におきましても、最終的にはそういう選択肢もあろうかと思われま。

それで、具体的なスケジュールなんですけど、来年10月の改選ということから逆算いたしますと、来月、9月定例会には時間的に、タイム的に間に合いませんが、その次の12月定例会には定数条例案を提案し、その後決定した定数から常任委員会の数や定数など、議会の機能が低下しないベストな方策について、来年10月いっぱいの任期でございますが、そこまでに決めていってはどうかという考えを持っております。このことについて条例制定までのスケジュールも含めて、皆さん、どのようにお考えになりますか。ご意見をお伺いしたいと思います。何かご意見ございませんか。

溝口委員。

溝口委員 定数の根拠を、要するに、今、皆さん委員の方なり私が言ったのは、少なくとも勘的なもの。要するに、今は近隣とのバランスとか、今後の改革、私は改革とは思いませんが、定数を削減することが議会の改革であれば、改革というものの数字的な根拠を、きちっとやっぴりあらわすべきではないかなと。それはどういうことかといいますと、法定議員定数ってありますよね。少なくともそれが法律で決まっている。それを少なくとも各市町村は、その法定議員定数を下回るぐらいの努力をして、今、定数が葛城市の場合は18人で今っているわけです。それを15人にするのか16人にするのかというのは、1人当たりの議員の、計算の根拠です、市民の人口割合からすると、本当に15人がいいのか16人がいいのか。これは議員各位が16人にしてください、15人にしてください、いや、多数決で決めます。こんな根拠ではあかんと思うんです。少なくとも1人当たりの市民の声が聞こえる、すくい上げられる、そういう計算式のもとに、決めるべきであろうと思います。

それともう一つは、やはり改革という名のもとに定数を減らすんですから、減らすとすれば、やはり、要するに最低限度、16人では1人多いなというイメージではなく、数字の根拠が15人か16人かがあったときに、その中間であれば15人にしますよと、これが改革であって、そういった点の数字の根拠を葛城市の場合は、市民の皆さんに示さないと、議会改革の委員会の中で、15人、16人、何人かおって、多数で16人に決まりましたでは、説明がつかないと私は思います。

ですから、前も私、要望しましたように、この定数削減というのは、少なくとも削減した人数の根拠を市民の皆さんに知らしめるべく、趣旨をきちっと文言にしてお知らせする。これから議会だよりの中で活用したらいいと思いますけれども、そういったことをしないと、市民の皆さんには定数を減らすことが、いやいや近隣に足並みをそろえることだし、議会改革にもなるし、財政的にもそれが葛城市のためにいいよと、市民のためにもいいよという、頭の中で考えてわかるようなものではあかんと思うんです。頭の中で計算されて根拠が出されたものに、私はぜひともしていただきたいなど。ということは、やはり今、委員皆さんに何人がいいのですかと聞かれたのですから、当然ながら事務局なり正副委員長の方で、葛城市としてはこういった根拠の中で、15人、16人という2つのそういう数字のデータを示していただきたいと思うんです。

朝岡副委員長 いいですか。

中川委員長 どうぞ。

朝岡副委員長 ただいま、溝口委員の方からもお話がございましたけれども、具体的には、定数を減らす場合の、先般も委員長ともお話を少しさせていただきましたのですが、全体には議員定数の数字としては、やはり奇数の数字よりも偶数の数字の方がいいということでございます。というのは、今後の議会運営をしていく中で、委員会の現状、委員会主義をとっている関係上、奇数になりますと、どうしても委員会の定数が、今は新たに法律が変わりまして、1人の議員が複数の委員会にまたがるということもございしますが、委員会もやはりできるだけ偶数で審査をした方が、1人の委員長さんで採決をする場合にやはり、採決の結果が求めやすくなるというようなことにもなりますので、そういう観点から考えますと、16名という定数であれば、やはり偶数の委員会に審査ができる。できれば、これは私の個人の意見ですが、やはり、今後、2つの委員会で8名ずつの委員で、選出をして、やはり審査をしていくのが、16人にする根拠の1つではないかと。

それと、期間なんですけれども、やはりこの10人の委員でもって議会改革特別委員会を構成するのが、やはり時期的にもあと1回とれるかとれないかという部分のところへ、従来の紳士的な協定からすると、役員改選というのも、今後、期間が訪れるわけございますので、やはりこの10人のメンバーで前役員改選から1年間かけてこの問題を議論してきたわけでございますので、一定のやはり結論を出して、今後の議会基本条例を含めた制定に向けて引き継ぎをしていくというのが望ましいのではないかと、そういうことと、委員長さんともお話をさせていただいた中で、やはり12月定例会には、15名、16名のその数字の根拠も含めて、しっかりと今お見えいただいている18人の議員に採決を行っていただきたいと、こういうふうな思いで考えているところでございます。

中川委員長 ありがとうございます。

ただいまの朝岡副委員長の話にもありましたし、先ほど、溝口委員の方からおっしゃられました、ちょっと私の方、確定じゃないんですけど、市町村議員の法定定数って、一括法の関係でなくなりましたよね。それで、前回もその前の委員会の、私のする前のときにも、人数とかいう話も出ておりましたし、私の1回目のとき、2回目のときも、5月にも人数をお聞きしました。というのは、おっしゃっているように、ただ単に現在の18名を16にするの、15にするの、何ぼにするのという話だけではなくて、それ相応の根拠を持った、議員として自分が議会議員としての根拠を持った数字をもって何名とするというのか、意見を持っておられるというのを聞きたいために、今回も再度お聞きしたいと。ただ単に、1回でそうですか、多数決で決めましょうかというような話じゃなくて、どういう根拠を以って、その人数をおっしゃっていただくのかなと再度、きょうお聞きしたわけなんです。ちょっと溝口委員、おっしゃったのと私、しゃべらせてもらっているの、ちょっと食い違っちゃべっていたら申しわけないんですけど。

溝口委員。

溝口委員 いや、一緒ですよ。中川委員長が言われていること、同じ考え方です。少なくとも各委員

が、15人、16人という数字を述べられたバックボーンのもの、余りにも示されていないから。要するに近隣の云々とかいう形で、数字の根拠というか、数字の裏づけが示されていないまま定数を決めるのはいかなものかというふうに、私は言っているわけです。

少なくとも、議員が当選して出てきたのは、要するに市民の、有権者の投票数の順位から決められて18人が当選しているわけです。その裏には、議員は自分がいただいた投票数の市民の皆さんの裏づけがあるわけです。じゃ、それを今度は減らすとなれば、当然ながら、今度は18人を選べる選択肢の中から、今度は16人なり15人という選択肢を、市民の皆さんは選ばないといけないわけですから、じゃ、そういったときに、市民の皆さんの声を反映できる数なのかどうかというものが、今、少なくとも私が言っている法定の議員定数という考え方があったとすれば、当然ながら、今ここに示されている調査票の中に、議員当たりの人口数というのが決められていますよね。こういった根拠というものを葛城市はやはり示して、これが葛城市として妥当だということを、議会の特別委員会が判断したということを示さないと。議員各位の意見集約の中で、16になりました、15になりましたでは、私はそういった数字の上、それから、議員としての責務の上、そして、葛城市の状況の判断の上、決められた数字というものがきちっと、だれもが、それこそ天理の議員皆さんが、同じように市民皆さんに説明できるぐらいの責任を持ってやられたというふうに報告を聞いていますが、そうでないと、なかなか私、自分の市民皆さんに説明できない。

例えば、15人になったんですよ。何でと言われたときに、やはり、「いやいや委員会でその数が委員の方の数の数が多かったから」なんていうことは、到底答えとして答えられないから、せめてきちっとした根拠を整理すべきじゃないか。それは、ここで物事を言うのではなく、事務局なり正副委員長の方で、こういった調査票をもとに、例えば15人、16人、この2つしかないわけですから、今、意見が出ているのは、この2つのパターンで言うと、こういった調査票が、葛城市の場合の18人と16人と15人では、この3つのケースはここに書けるわけやから、そういった数字の根拠のもとに、判断基準を私はいただきたいと思っています。

中川委員長 ありがとうございます。

ただいまの溝口委員おっしゃった、私の意見とちょっと食い違ったところがあるんじゃないかという問いに対して、食い違わないと思っていることは一緒と。

私もその意味で、数字を出すからには、それなりの議員として、また、葛城市議会の議員の1人として、根拠というのか、自分はこうこうであって、人数を2削減した、3削減したと、市民に対して説明ができる数字をもって述べるということをおっしゃっているんですね。私も1回、2回、皆さん方、同じことをお聞きしています。それについては、ただ単におっしゃるように、2人減らしたらいいねん、3人減らしたらいいねん、市民は何人減らしたということを聞いただけやじゃなくて、何人減らすことによって、葛城市議会は今後運営していけるのかという問題も含んで、人数を報告というか、自分の意見する人数を言うというもとにあったと思うんです。そうでいいですよ。

溝口委員 はい。

中川委員長 それで、先ほど私の方から皆様方にお諮りした分の本来の質問なんですが、実際これ、議員定数の改正の条例改正。これを議会上程する時期について一番大きな問題だと思います。その時期について、先ほどお聞きしたのですが、これについてのご意見、どなたからも出ていないのですが。ということは、最終タイムリミットはどこへ持っていくのかと。今の状態でいきますと、目の前にあります9月議会、これはとてもじゃないけど間に合いません。そしたら、その次、12月議会、このときに上程するとなれば、それまでにこの議会改革特別委員会、先ほど副委員長もおっしゃったように、10月末をもって今現在の委員さん方から11月の役員改正をもってかわられるとなったら、その方々に引き継いでいかなければならない。そのときに、またタイムリミットも、また委員会構成、委員会の定数。それらのことも全てまとめていって、12月に諮るのかという、タイムリミットがどこへ持っていくか、タイムスケジュールです。それをどういうふうな形にするのか、お諮りしたいと思います。

多分、このままいったら、10月末までに1回同じ今の現在の委員さん方で検討していただけるのは、1回、2回となってきたら、ちょっとスケジュール的にしんどいかなと思いますんですが。だから、最終をどこへ、どの時期に持っていくかということだけでも決めていただいて、それに対してあと、いろんな形をつくっていくのか、スケジュールを組んでいきたいと思うんですが。

溝口委員。

溝口委員 まず、進め方のスケジュールの考え方というのは、今決められて決定しているのは、次の改選ですから、平成25年の10月ですよ、改選。これが決定されているわけです。これが委員会でも決定されているし、全員協議会でも説明をされているわけですから、全議員が認識を持った決定事項だと私も認識しています。

ですから、そこからさかのぼらないと、おかしな話でして、少なくとも平成25年10月には改選し、定数を何人か削減するというのは決まっているわけです。ということは、平成25年10月の改選は、葛城市の行政の上で、予算化しなければ改選の行動がとれないんです。ということは、3月の予算には改選の予算額が計上されないと。ほんで、議会で承認されないと執行できないんです。ということは、リミットは3月なんですよ。3月の少なくとも議会の準備ができるまでの行政手続の上でのことを議会が示してあげないとできない。そうすると、3月には少なくとも定数も削減時期も、これは議会で議決されたものと、3月末は。そして、予算を執行できる4月から執行でき、平成25年10月の改選を行政の協力のもと、行われるわけですから。そうすると、やはり3月末の予算計上の上で、その案件が合意されておらないとだめなんです。ですから、当然ながら、私が望んでいるような段取りの、市民を巻き込んだなんていうことは、到底不可能な段階なんですよ。ということは、そもそもがそういったことを議会改革の中でやってこなかったということは、責任の追及をするべきところもありますが、そうでない、やはり、平成25年に削減し改正するということですから、当然ながら3月となれば12月ですよ。ということは9月には間に合わない。12月に議員発議のもと、この定数削減は上程すべき時期だと私は判断します。

中川委員長 ありがとうございます。

ただいま、溝口委員の方から、具体的な月の数字というのですか、何月議会において、どういう形を持っていく。そして、それからいったら、最終、先ほどからも言っていますように、来月9月の定例会には間に合わない、時間的にできない。そしたら今年の最後の12月議会において、議員発議で条例改正を上げていくというスケジュールが、1つ案としておっしゃっていただきました。また、その根拠にしても、ただいま溝口委員の方からいろいろ3月議会についての意見も伺いましたので、ほかにこの意見等について、何かほかにご意見あれば伺いますので、お願いしたいと思います。

溝口委員。

溝口委員 そういうふうなことを皆さんが認識していただいたら、この当委員会で決めるしかないんですよ。これ、多分、紳士協定で11月には、また委員会構成が変わりますから、そのときに、じゃ、いつからなんていうことを言い出すと、それこそ12月、間に合いませんよ。ですから、この委員会で定数を決め、そして、定数削減の時期を決め、決定事項はこの委員会でしかできないと思います。

ですから、私の望む方向づけとは全く違うんですけれども、そういったことをやっぱり決めていかないと、前にも進んでいかないと。それは足かせとして、平成25年10月の改選から減らすとなっている。それはどうにもならないでしょう、今から。

中川委員長 ただいま、溝口委員の方からおっしゃっていただきました、この日程的なもの。これについて、またほかに何か具体的なお意見、いや、そうじゃないと。何も今年中にすること要らん。来年3月、6月、9月議会もあるねんというご意見等ありましたら、ご意見を伺いたいと思いますが。

白石委員。

白石委員 時期について、何か月がいい、1年がいいというわけではありませんけれども。溝口委員が言ったような観点は当然あると思いますけれども、私は、大切なことはやはり選挙権と被選挙権という、憲法上のやはりそういう権利の問題がありますので、当然、周知徹底をする期間というのは、一定期間必要だろうというふうには思います。

それが、じゃ、半年が妥当なのか、1年が妥当なのかということは、これは私自身、市民の皆さん自身が、有権者が、次は2人減る、3人減るんだと。ほんなら、今度はだれを選ぶか、あるいは、おれ、出ようと思ったけど、減るんやったら、えらいこっちゃがなと、こういうことにもなるわけですが、そういう点での問題をやはり配慮した形で、やはり期限を決めていくということも必要だということだけ述べておいて、それなりの期間は必要だというふうには思います。

中川委員長 ありがとうございます。

ほかにこの件に関しまして、何かご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

中川委員長 特にご意見ないようなので、ただいまの溝口委員の方から具体的な月数等をおっしゃっていただきました。これについてご意見ないと、また、白石委員の方からもいろんな情勢をかんがみたところ、今の話でいきますと、12月の議会において定数削減の具体的な動き、上

程するという形をとらせてもらってよろしいですか。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

中川委員長 そしたら、ただいま異議なしという答えいただきましたので、本平成24年の12月議会に議員発議をして定数削減、上程させていただく段取りでタイムスケジュールを組ませていただきますので、今後また、これにつきまして定数削減が決まりましたら、また委員会の数、また委員、設置された委員の構成人数等、また協議していただくことになると思うんですが、それでよろしいですか。

溝口委員 まず、削減2。

中川委員長 はい、そうです。ちょっと今、言いながら漏れた部分あったんですが、その形で進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ただいま、条例制定までのスケジュールを、この本委員会においての決定事項として決定いただきました。それでこのスケジュールに沿って、これからの委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。また、11月1日をもつての予想される役員改選、これまでも、もし本委員会を開催しなきゃならないというようなことがあれば、また、開催させていただきますので、その節はどうぞ審議に対して、いろんなご意見を賜りますよう、よろしくご協力お願いいたします。

議長、どうぞ。

西川議長 いろいろと委員長、ご苦労いただいて申しわけないです。

私の持論は余り言うのもあれなんですけれども、もともと自分らがこれだけ減らしても仕事できまんねんということを、自分らで決めるというのもおかしい話やなどは、初めから思っていたんです。ただ、1つだけ、溝口委員との関連をしてくるんですが、区長会から再三にわたって、議員定数の削減はどうやというふうなことをいただいておりますので、その根拠として、近隣のこれがこれだけやからこうやとか、いや、議会改革がこうやからとか、そんなことでの回答はできへんと思いますので、決めて、こういうことをやるというのであれば、きっちりと筋の立つ形で最終的には議会から、今度どなたが議長になられるかわかりませんが、再三にわたって区長会から来ておりますので、そこの根拠づけは溝口委員が言われたことを、しっかりと根拠づけとしてなかったら、ちょっとおかしい返答になってしまいますので、そのことをちゃんと委員会として裏づけをしていただくようお願いをしておきたい。これを必ず返答していかないかんと思います。再三にわたって議会に対して質問が来ておりますので、その決まった方向性であれば、今、唯一、市民の方々からのご意見というのは、区長会からでございますので、そこを念頭に議論をしていただきたい。このように思っております。どうぞよろしく。

中川委員長 副委員長、どうぞ。

朝岡副委員長 今、議長の方からもご意見いただきました。私、一番最初に言うたのは、ちょっと認識が、とり方がちょっと皆さん方にうまく伝わってなかったのかもわかりませんが、天理のある議員さんが言った言葉がすごく感銘しましたというのは、市民を巻き込んで、市民の皆さん方が納得する数字やから、この数字でよかったと、そういう話をしているんじゃない

ないんです。市民は4名減らせとか5名減らせといっぱいあったんです。でも、2人にしましたということは、その委員会でしっかり議論をしまして、こういうことなんです。市民が5人減らしたから、5人減らしましたから、要は説得力があるので2人にしましたとか言うているわけじゃありません。アンケートはいろいろありました。減らさんでもいいやないかという意見もありました。しかし、2人にしましたというのは、その検討委員会の答申を受けて全員が特別委員会を設置した上で、その委員の中で決めた2人やから、私たちは自負しておりますという意見を副委員長さんがおっしゃっていたので。この委員会で私は今までどおり、1年間かけて定数削減の議論をしてまいりましたので、今先ほど、溝口委員なり議長なりがおっしゃっていただいた、市民に向けて説得ができる回答を最終的に、12月議会までに、我々もう一度開催ができると思いますので、そこでしっかりと15名なのか16名なのか、また違う数字なのか、しっかりと回答ができるような根拠を決めて、最終、全員協議会等に諮っていただきたい。このように思うところでございます。違いますか。

中川委員長 下村委員。

下村委員 区長会からという話が議長から出まして。私も皆さんの力添えで議長をやっていたときにも、要望が何回かありました。私の前の議長は、今はやめておられる石井文司さんでございまして、これ、最初に来たのが平成21年9月17日ということ、私、この書類を持っているんですけれども、区長会の会長の田中邦男さんが代表で、区長会役員一同ということで、議会の方に要望書を提出されています。

内容というのは、近隣の市が議員定数が低くなっていると。減数になっているということで、葛城市も定数減にしなければならないというような、簡単な内容ですけれども、それが来ています。その後も区長もかわられても、私の方にどうなっているんねやろうと、今、西川議長が言われるようなことが再々ありまして、いや、今議会改革検討委員会で定数を審議してんねんと。次の選挙には何名かは減る予定であろうというようなことで、私もずっとやってきましたけれども、それを今、西川議長、まだ言うてこられてんねなど、私、今思っています。

当時、こんな言うたら何ですけれども、これが来たとき、もう少し後、私のところに要望が来たときに、皆さん、ほかの議員にもちょっと話しましたが、いや、それやったら、合区といますか、大字も合併して区長さんも減らすべきやないかと、そんな話までちょっと出て、区長会と議会とこうなっていたような雰囲気もあったんです。それを乗り越えて、この議会改革の特別委員会でここまで来たということは、当然、はっきりと恐らく答えられる状態じゃなからうかと思えます。その答えるについて、その根拠、やっぱり私もその当時議長やっていたから、はっきりとした根拠は必要であろうと。大和高田市がこうであるから、御所市がこうであるから、それではちょっと具合悪いということだけ申し伝えたいと思いますか、私の意見として言っておきたいと思えます。

中川委員長 白石委員。

白石委員 こんなこと言いたくなかったけれども、いろいろ出てくるから、言わなしようがないと思うんですけれども。何で区長会に説明しやなあかんの。議会改革特別委員会の中で、なぜ、

やはり定数削減をしなきゃならんのかということも議論して、それで2、3とか出ているわけでしょう。私はすべきでないと言ってきたわけでしょう。そこさえきちっと押しといたら、何でわざわざ区長会の理解をもらうために説明しやなあかんのか。何や議会の役割果たしているのかと。だれのための議会やねん。何のための委員会やねん。こうなりまんがな。ちゃんと提案するときには理由も書いてしまんがな。これは市民の皆さんにしまんのや。区長会にするわけでも何でもあらしまへんがな。だから、そんなの区長会が言うてきはるから、区長会に対して説明するようにしやないかん、議会が議会の意思として決定するわけで、それでいいんじゃないですか。

そのために、今まで議論してきましたやろ。区長さんはこう言うのと、区長会はこう言うのと。ああ、そうだったか、ほかの皆さんもいろんな意見も出してきて、議論してきた中じゃないですか。そんな理由づけのために私、議論するのやったら、そんな議論、一緒にできないですよ。私たちには議会のこと、まちのこと、意思を皆さんにかわって決定するという責務、責任があるわけですよ。そういう自覚を持って私は仕事しているつもりなんです。だから、こんなことが委員会に議論されるとは本当に残念だ。だれのために、何のために議論してきたんやと言わざるを得ない。

中川委員長 何か、他にご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

中川委員長 そしたら、本日の議会改革特別委員会、この程度でとどめたいと思います。

ここで委員外議員からの発言の申し出があれば許可いたします。

春木議員。

(春木議員の発言あり)

中川委員長 本日は、議会基本条例についての調査結果、天理市への訪問した調査結果、報告並びに前回に引き続いて、定数削減についての具体的な事項について、ご審議を賜りました。ありがとうございます。今後におきましても、本日報告させていただいた事項をもとに、議会基本条例の制定に向けてご審議賜ることと、定数削減については、細部にわたった内容につきましてもご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

これをもって議会改革特別委員会を閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

閉 会 午後3時11分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 中川 佳三